

山村活性化支援交付金 早分かり

その2 山村活性化対策事業の実施 申請手続き編

農林水産省

農村振興局 農村政策部

地域振興課 調査調整班

令和4年6月改定

事業実施申込み（提案申請）の準備

Q 事業実施の申し込みをしたいのですが、申し込み条件はありますか？
申し込みの前に行っておくべき事前手続きはありますか？

A まずは山村活性化対策事業に申し込みできるかどうか、確認してください。

取組を行いたい地域は、**振興山村**（旧市町村単位）にありますか？

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_about/index.html

はい

いいえ



申し込みできません

市町村により、**平成27年度以降に「山村振興計画」が作成済**
又は**変更済**で、かつ、その計画書には「**IV振興施策 ⑤地域資源の活用に係る施策**」に関する記載がありますか。

いいえ



事業の提案申請時点までに、山村振興計画を作成（又は変更）してください。

はい

実施主体は、

A：地域協議会

B：市町村

どちらですか？

A

- ・ **市町村**の担当部局に**相談**してください（市町村の参画必須）。
- ・ 事業の提案申請時点までに、**協議会の規約を作成し、全構成員で同意**しておいてください。
（規約の案や同意前のものでは、提案申請はできません）

B

事業実施提案書の作成や提案書の**添付資料の収集**に着手してください



事業実施の申込みの流れ

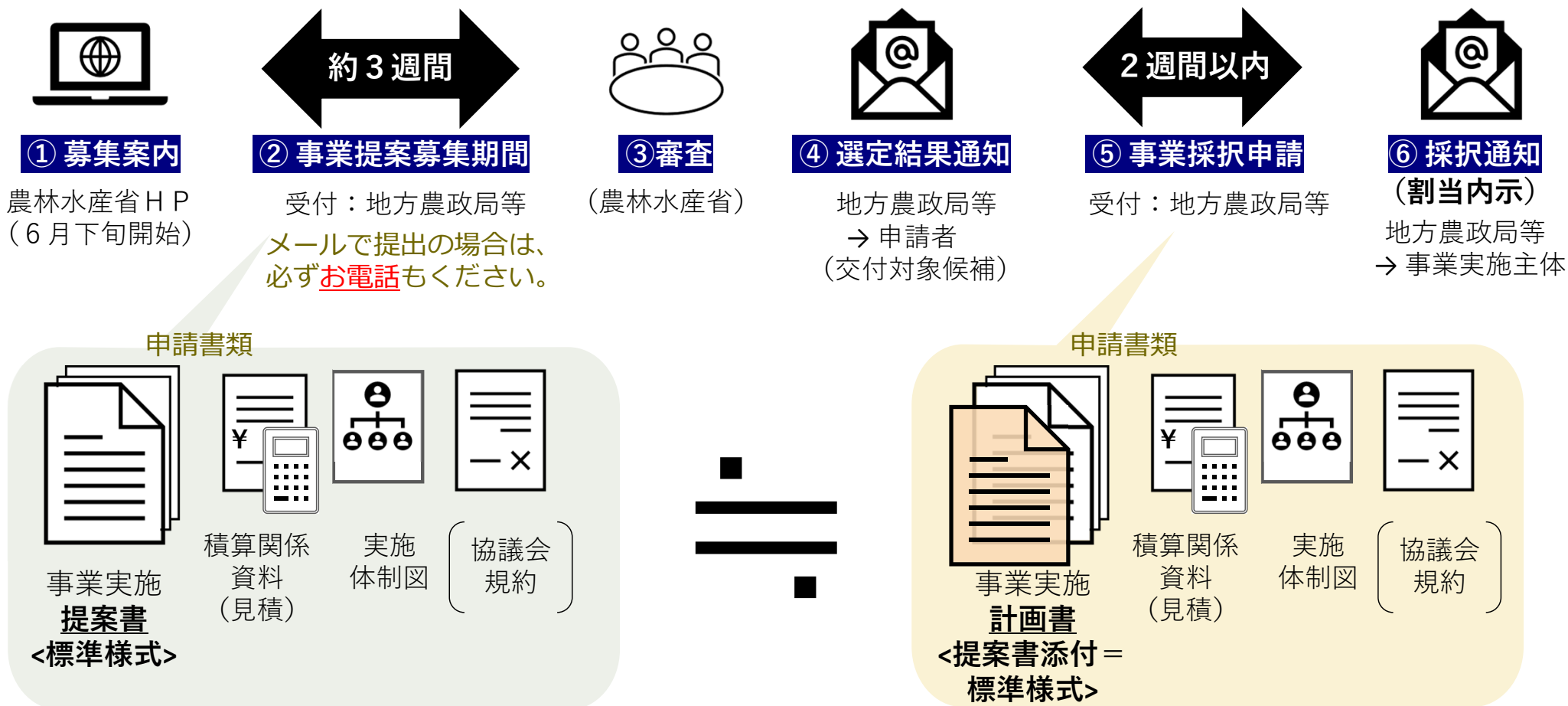


令和4年度から申込方法が変わると聞いています。手続きはどうなりますか？




これまで年間随時受付でしたが、募集期間を設けて受付させていただきます方法となります。
募集期間内に提出された事業実施提案書の審査を行い、交付対象候補を選定します。

詳細は下図のとおり。




事業実施提案書の作成等

 前のシートから、事業実施計画書には、事業実施提案書の添付が必要ということですか。

 そのとおりです。なお、計画書提出の際、事業実施提案書を添付すれば、事業実施計画書の作成は不要です。

事業実施提案書は、別途お示しする、標準様式を用いてください。

 事業実施提案書には予算積算及び積算関係資料の添付が必要とのことですが、

①何が事業助成対象となるか、詳しく教えてください。

②採択前なのに、外部発注の見積書も申請の段階から必要なのですか？

③外注先は、3年先まで有効のものは出せないそうですが、どうしたら良いですか。

 ①助成対象は次ページ以降のとおり、ソフト事業のみです。

②見積書は、申請の段階から必要ですので、委託予定先等から入手してください。

③2年目、3年目のものも、積算の適正を判断する参考資料として必要です。

概算見積（期限的に有効性が約束されないもの）でも構いません。

助成対象については？ 次のページへ

申請に必要なその他の添付書類については？ シート7へ



事業助成対象

項目	備考・留意事項	項目	備考・留意事項
人件費	本事業の交付目的たる事業の実施に必要な臨時雇用等（常勤職員の経常的人件費は対象外。また、本交付金事業の実施が伴わない、「協議会運営」のためだけの人件費も対象外）	使用料及び賃借料	賃貸借契約に基づいて、その対価として支払われる経費。イベント会場使用料、事業用機械器具のリース代、デザイン著作権使用料、レンタカー代など
報償費	専門家やモニター参加者への謝金。デザイン外注にあたり、コンペを実施し優秀作品（＝採用作品）へ賞金を出す形式も可能（その場合、現金のみ対象。記念品・金券等は対象外）	備品購入費	耐用年数が1年以上3年以下で、単価5万円以上の物品。リース対応のできない事業用機械器具等も含まれる。耐用年数期間内は財産管理台帳による管理必須
旅費	委員等旅費：事業に必要な会議出席や技術指導のための専門家の旅費／調査等旅費：実施主体自らが調査・検証等の出張旅費（地方公共団体職員旅費は原則対象外）	報酬	専門・技術に関する委員手当、技術員手当等。なお、常勤役員・職員に対しては、単純な手当は対象外、本事業実施に必須の特定技術・資格についてであれば対象
需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費など、単価5万円未満の物品で、その効用が比較的短期間に消費されるものの取得費用。例えば、講習会のテキスト代なども需用費。会議お茶代・景品・記念品等は対象外	共済費	例えば、人件費を払う場合の社会保険料、モニターツアー参加者の損害保険料等
役務費	事業を実施するため直接必要かつそれだけでは事業成果になり得ない分析、調査、加工等の人的サービスの購入に対する代価。各種手数料等（例えば、振込手数料。保健所等への申請届の代金等）も含まれる。	補償費	例えば、農業体験イベントの農地利用料や仮設トイレ設置私有地の借地料等
		購入資材等費	本事業実施に直結する資材・調査試験用資材の購入費。耐用年数3年以下のもの（構造物材料費は対象外）
委託料	本事業の交付目的たる事業の一部分で、高度な専門的知識・技術を要する業務を他者に委託する費用。ただし、事業費の50%を超過しないこと	賃機料	例えば、食品加工機械等の賃料
		研修手当	本事業実施に直結する内容のものに限る。なお、本事業以外でも活用できる汎用性のある資格取得（自動車免許など）を目的とした研修費用は対象外



事業助成対象FAQ その1

項目・内容	回答・留意事項
①協議会の法人化費用	法人化は、本事業実施に必須ではないため、かかる諸経費は対象外です。
②当該振興山村地域（A町）内で調達した原料を地域外で加工	事業を実施するA町外で加工を行う場合でも、事業にA町の資源が活用され、同町の振興に資することから対象となります。
③協議会構成員からの資材購入費	構成員から購入は原則認められません。ただし、構成員から購入する必要性・妥当性があり、そのことで一部の者が不当な利益を得るものではない（同時に、その他の者が不当な不利益を被るものではない）旨の説明がつくのであれば認められる場合もあります。
④特定の者（協議会構成員以外）に限定した資材購入費	「見積合わせ」なしでの購入や特定の者に予め限定することは認められません。ただし、見積合わせができない理由など、購入先を限定する必要性・妥当性があり、そのことにより一部の者が不当な利益を得るものではない（同時に、その他の者が不当な不利益を被るものではない）旨の説明がつくのであれば認められる場合もあります。
⑤耐用年数が3年を超える物品の購入	基本的には対象外で、事業に必要な耐用年数3年以上の物品は、購入でなく原則リースとなります（ただし、リースの取扱が一切ない特殊物品で、本事業実施に必須な場合、購入を認められる場合もあります。）。
⑥商標権の登録費用	商標権の有効期間が10年であるため対象外です。
⑦開発商品保管用の仮設倉庫の費用	倉庫の賃借なら対象（ただし、本事業実施のために必須な部分のみ）ですが、ゼロからの当該施設建設（建設費及びその資材リース・購入）は対象外です。
⑧年度またぎ□□□費	年度内の部分のみなら対象ですが、年度を超える部分や年度をまたぐ全体となると対象外です。
⑨レンタカー借上げが困難なため、私人の自動車を借上げたい	そうした場合、営業を目的としない会社・個人の車両を借上げ、物資運搬に使用するための費用は対象となります。なお、費用はレンタカー等参考に算定してください。また、支出科目は報償費です（道路運送法第78条に基づく区分）。
⑩有機JAS認定や森林認証に要する費用（単年認証・毎年要更新）	当該事業実施に必須なものであれば（たとえばオーガニック食品や森林認証材を使った木工製品等、“エコ”を軸に商品開発・販売戦略を進める事業内容としている場合）、事業実施期間内の認定費用・更新費用を負担することは可能です（事業期間終了後は、自己資金で認証更新等を行う必要）。
⑪地域の農産物等の加工品ではなく、体験等の「こと」商品（サービス）開発は、本交付金の対象か。	例えば、企業の健康保険組合等で活用されるよう当該地域内にある森林で行う「健康づくりプログラム」を開発し、完成したプログラム（サービス）を提供することで、交流人口が増加するなど地域振興に資することから、当該サービス開発は対象となります。



事業助成対象FAQ その2

項目・内容	回答・留意事項
⑫以前からある特産品の販路拡大のために通販サイトへ掲載をお願いしたい。この経費は助成対象となるか。	新商品を開発して新ブランドを立ち上げ、通販サイトを活用するといった販売戦略の中で、当該ブランドに既存商品が含まれる場合など、支援対象に既存商品が含まれることは可能ですが、単に既存商品の販売促進のみ（当該既存商品について、改良等を一切行うことなく）を目的とした取組については、自己資金や民間・公的融資等、他の方策の検討をお願いしています。
⑬本事業での地方公共団体職員の出張経費は一切認められないのか。	本事業実施に特化し、本事業以外では発生し得ない（通常の市町村の山村振興業務を超えている）案件で、かつ、市町村職員の出張が必須であり、必要最小限の経費となっているものについては助成可能です（出張用務、必要性や最小限の経費であることなど、別途、説明資料の整理が必要）。
⑭“焼物（陶芸品）”を地域資源として前面に出して取り組みたいと考えるが、支援を受けられるか。	本事業の目的としては、地域の農林水産業の振興が根底にありますので、農林水産物と一切かわりのない資源を活用する取組支援は困難です。 一方、陶芸体験プログラムとして山村地域に人を呼び込んだり（交流人口の増・地産地消の推進）、地域食材メニュー開発とのコラボレーション（陶芸皿に合う地域食材メニューを開発し地元施設で提供）など、農林水産業の振興に資する内容であれば、支援可能となる場合もあります。
⑮いずれかの段階で視察を行う予定だが、詳細は未定。計画書提出時にどのように計上すべきか。	見学・視察の目的にそって、目的地・日程・人数などは予め想定した上で、必要額を計上してください（実施段階での変更は可能です。）。 なお、ご自分達の事業（取組内容・目標・実施条件（地域資源・地理的条件）など）と見学・視察先との関連性が明確で、事業実施上、その見学・視察が必要であり、かつ、最小限の日数・人数分について、助成対象とさせていただいておりますので、その点、ご承知おきください。
⑯森林内の林道を活用したトレラン等のイベント実施は、助成対象か。	商品・サービス開発の一環として無償でモニターをしてもらったり、販売促進のための無償イベントなど、実施主体に利益が生じなければ、実施可能（助成可能）です。 仮に、このイベントで実施主体に利益が発生した場合、交付金の清算の段階で純利益を減額させるための各種証拠書類が必要になるなど、手続きが煩雑になることは予めご理解ください。
⑰委託先のA氏（県外の人間）が地域内に入るのに際し、念のためコロナ抗体検査を受けさせたい。検査費用は対象となるか。	まずは感染拡大状況などを考慮し、出張実施の必要性・可否を十分に見極め、その上で、やむを得ず出張する際は、感染症対策の徹底をお願いします。 なお、県境をまたぐ移動時に抗体検査の受検が法令等で義務付けられているなどの特段の事情がない中で、抗体検査の受検に係る費用について、交付金で支援することはできません。

ご不明な点があれば、地方農政局等にご相談ください。



事業申請に必要なその他の添付書類

Q 事業実施体制図や地域協議会の場合の協議会規約は、どの段階で必要ですか。
また、それぞれの様式は決まっていますか。

A 事業提案の段階から、事業実施体制図、協議会の場合は全構成員による同意済の規約が必要です。なお、特定の様式の決まりはありません。

協議会規約作成のヒント

インターネットで「協議会 規約」などの文言を入れ、検索してみてください。
いくつかの規約書が出てきますので、これらを参考に、ご自分達の協議会に最も適したものを作成してください。

特定の様式はありませんが、次の(1)から(7)の記載が必要です。

- (1) 目的
- (2) 構成員（市町村を含むこと必須）、事務局（所在地）、代表者とその職務（権限の範囲）
- (3) 意思決定方法（通常は総会の開催方法、議題項目及び議決方法等）
- (4) 解散（解散時の地位継承者、残余財産の処分。この他、一般には解散方法など）
- (5) 事務処理及び会計処理方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) 上記(1)から(6)のほか、運営に関して必要な事項



事業実施提案書の審査

Q 事業実施提案書の審査では、ということが重視されるのでしょうか？

A 地域振興に資する取組となっているか、事業は自立性・継続的に行われるか、
などを中心に、下記項目について審査します。

- ✓ 事業趣旨・目的の理解度
- ✓ 事業実施の必要性（地域活性化への貢献）
- ✓ 地域課題・ニーズの把握
- ✓ 地域資源の特性・課題を十分に踏まえた内容か
- ✓ 地域取組としての適切性（地域内での情報共有や連携・合意の在り方）
- ✓ 事業成果目標の妥当性及び目標達成に向けた計画の適正
- ✓ 本取組の将来（交付金事業完了後）の自立性・持続性（その実現可能性）
- ✓ 予算執行の適正、効率性、期待される成果発現に対する適正
- ✓ 実施体制の妥当性

成果目標は、^注 目標値の妥当性、実現可能性、予算の適正（必要性）等も確認しますので、
（高すぎず・低すぎず）現実的・合理的な値とし、その達成に向けた適正な計画を
記載してください。

注：目標達成状況（達成率）は毎年の事業評価にて確認し、達成率が著しく低い場合は、
指導対象となる場合があります。



事業募集に関するQ A

Q1 令和4年度の事業募集は何回行われますか。また、それぞれの予定時期は？

A1 第2次募集・審査は6月～7月に実施します。第2次の応募・選定結果次第で、第3次の募集を決定しますので、現段階では、第3次募集の有無は未定ですが、仮に第3次募集を行う場合、追ってHPにてお知らせします。

Q2 令和4年度は、これまでのような随時申請受付は一切行わないのですか。

A2 随時受付は行いませんので、募集期間内に応募申請を行ってください。募集案内は農林水産省の山村振興対策のページ <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/> 等に掲載します。

Q3 審査の結果、一度、不採択となったものについて、次の募集への再チャレンジは可能ですか。

A3 再度応募することも可能ですので、事業内容をよくご検討の上、再度、応募してください。

Q4 審査結果の詳細は教えてもらえるのですか。

A4 申し訳ありませんが、審査結果の詳細についてはお知らせできません。



山村活性化対策事業について、もっと**詳しく話を聞きたい**

山村振興**計画を作成（変更）したい**

お気軽にご相談ください

局名	電話	管轄地域 注
農林水産省 農村振興局 地域振興課	03-6744-2498（直通）	全般、北海道
東北農政局 農村計画課	022-263-1111（代表）内線4059	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 農村計画課	048-600-0600（代表）内線3423	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 農村計画課	076-263-2161（代表）内線3419	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 農村計画課	052-201-7271（代表）内線2515	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 農村計画課	075-414-9051（代表）内線2443	滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 農村計画課	086-224-4511（代表）内線2513	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 農村計画課	096-211-9111（代表）内線4633	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

注）大阪府、長崎県、沖縄県には、山村振興法に基づき指定された振興山村がない。

ウェブサイトにもさらに詳しい案内も公開中

<https://youtu.be/S25wmKHlqrl>

※ 資料中の様式番号などは実際のものとは対応していない場合があります。